

東京都公報

発行
東京都

目次

20

規則

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…一

規則（教）

○東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則……………一

○東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………二

訓令（教）

○東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正……………二

規則（公）

○警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則……………二

規程（水）

○東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

○東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……………五

○東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程……………五

訓令（水）

○東京都水道局職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正……………六

規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十六号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条中「第七十三条第五号」を「第七十三条第三項」に改め、同条第一号中

「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。次

号において同じ。）の指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二号中「福祉型児童発達支援センターの」を削る。

第二十六条を次のように改める。

（児童発達支援センターの職員）

第二十六条 条例第七十四条第四項に規定する規則で定める基準は、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数をおおむね児童の数を四で除して得た数以上とし、そのうち半数以上を児童指導員又は保育士とすることとする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規 則（教）

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京 都 教 育 委 員 会

●東京都教育委員会規則第四号

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育庁出張所設置等に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表東京都教育庁八丈出張所の項の次に次のように加える。

東京都教育庁 東京都小笠原村父島字

小笠原村

小笠原出張所 西町

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 二の部（一）の款小笠原（父島）住宅の項から小笠原（母島第二）住宅の項までを削り、同部（四）の項の次に次のように加える。

（五） 東京都教育庁小笠原出張所管轄

名	称	位	置
小笠原（父島）	住宅	小笠原村父島字奥村	
小笠原（母島）	住宅	小笠原村母島字静沢	
小笠原（母島第二）	住宅	小笠原村母島字静沢	

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第2号

教 育 庁

教 育 庁 出 張 所

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

別表第一中 「教育庁三宅出張所」

三宅村伊豆

百分の二十三

を

「教育庁三宅出張所」

三宅村伊豆

百分の二十三

に改める。

教育庁小笠原出張所

小笠原村父島

百分の二十五

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

規 則（公）

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第5号

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警視庁警察職員の定員に関する規則（昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

4 警察官の階級別定員は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間は、第2

条の規定にかかわらず、同条の表（1）の項に定める人員に次に定める人員をそれぞれ加えた人員とする。

警察官	91人
内訳	
警視	2人
警部	5人
警部補	27人
逓査部長	27人
逓査	30人
附則	

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西山 智之

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程

第一条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第六条第三項中「東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」を「東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程」に、「平成二十七年水道局管理規程第八号」を「平成二十七年東京都水道局管理規程第八号」に改め、同条第四項中

「東京都水道局非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規程」を「東京都水道局非常勤職員の報酬等に関する規程」に改める。

第十五条第四項第一号中「平成七年東京都水道局管理規程第四号」の下に「。以下「勤務時間規程」という。」を加える。

第十七条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

第十八条及び第十九条中「第一項支給対象外職員」を「期末手当第一項支給対象外職員」に、「第二項支給対象外職員」を「期末手当第二項支給対象外職員」に改める。

第二十条から第二十二条までの規定中「期末規程」を「期末手当規程」に改める。

第二十三条第三項中「会計年度任用職員勤務時間規程第二条の規定により定められた」を「会計年度任用職員が所定の」に改める。

第二十八条中「規定する」を「定める」に、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第四十条とし、第二十七条の次に次の十二条を加える。

（勤勉手当）

第二十八条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（次条第一項に規定する者（以下「勤勉手当第一項支給対象外職員」という。）を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の第三十八条で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（次条第二項に規定する者（以下「勤勉手当第二項支給対象外職員」という。）を除く。）についても、また同様とする。

（勤勉手当の支給対象外職員）

第二十九条 前条前段の勤勉手当第一項支給対象外職員については、第十九条第一項の規定を準用する。

2 前条後段の勤勉手当第二項支給対象外職員については、第十九条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の不支給及び一時差止め）

第三十条 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号。以下「勤勉手当規程」という。）

の適用を受ける職員の例による。

（勤勉手当の額）

第三十一条 勤勉手当の額は、第四条の規定に基づき局長が定める額を基礎として第三十七条で定める額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、次条で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、局長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、勤勉手当規程第三条第一号に掲げる職員（同号に規定する給料表（一）五級職員及び給料表（一）四級職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

（勤勉手当の支給割合）

第三十二条 勤勉手当の支給割合は、次条に規定する期間率に、第三十五条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（勤勉手当の支給割合算定に係る期間率）

第三十三条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、勤勉手当規程第四条の二第一項の表に定める割合とする。

（勤務期間）

第三十四条 前条の勤務期間は、この規程の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

一 第二十三条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三 会計年度任用職員勤務時間規程第二十四条の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、局長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であって局長が別に定

める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 局長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、局長が別に定める期間を除算する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二 会計年度任用職員勤務時間規程第二十六条の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（局長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 勤務時間規程第三十四条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（局長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十五条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万二百三十七・五以上、勤勉手当規程第四条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で局長が別に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規程第四条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規程第四条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を局長が別に定めるところにより日に換算する。

（勤務期間等の通算）

第三十六条 次に掲げる者が、引き続きこの規程の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、この規程の適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれこの規程の適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第三十二条から前条までの規定を適用する。

- 一 給与規程の適用を受けていた者
- 二 前号に定める者のほか、特に局長が定める者

2 この規程の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第三十七条 勤勉手当基礎額については、第二十五条の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第三十八条 勤勉手当の支給日については、第二十六条の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第三十九条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第七号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西山 智 之

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程（昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三中「ものは、給水装置工事関係システムを使用して条例第六条第二項の

設計審査を申し込む者及び同項第一号の工事検査を申し込む」を「申込者は、次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 電子情報処理組織を使用して条例第六条第一項の指定を申請する者
- 二 給水装置工事関係システムを使用して条例第六条第二項の設計審査を申し込む者
- 三 給水装置工事関係システムを使用して条例第六条第二項第一号の工事検査を申し込む者

四 電子情報処理組織を使用して条例第六条第三項の指定の更新を申請する者

五 電子情報処理組織を使用して条例第六条の二第二項の指定事業者証の再交付を申請する者

第十四条の四の次に次の一条を加える。

第十四条の五 条例第二十九条第二項に規定する管理者が別に定める者は、第十四条の

三第二号及び第三号に掲げる者とする。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西山 智 之

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定給水装置工事事業者規程（平成十年東京都水道局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に、「給水装置工事主任技術者免状」を「免状」に改め、同条第四項中「前項の」を「第二項の規定によ

る」に、「に当たっては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、」を「場合において、選任しようとする者が」に、「他」を「二以上」に、「とならないように」を「を兼ねることとなる場合には、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつても

その職務を行うに当たって支障がないことを確認」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条第四項の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

訓 令（水）

●東京都水道局訓令第1号

局 内 一 般
各 事 業 所

東京都水道局職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年東京都水道局訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都水道局長 西 山 智 之

別表第一 一の部三の項中「及び業務配分」を「業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力		
一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。

別表第一 三の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力		
一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

四 良好な職場風土の醸成
超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。